

## 一方的な賃金引き下げについての不同意の意思表示の決議

岐阜大学職員組合 第29回定期大会

2012年10月3日

大学は震災復興を理由に、7月1日付で、平均7.8%最大10%という大幅な賃下げを内容とする「職員給与規則の改定」を強行しました。しかしながら、このような賃金改定は明らかに不利益変更であり、本来労働者の同意なくして行うことはできません。現行の労働契約法に従っても、そのような不利益変更を行うためには、1. 不利益変更の必要性についての客観的合理性、2. 労働者への十分な説明と、同意を得るための努力、3. できる限り可能な代替措置・損失補てん措置の実施、が必要とされています。

しかしながら、このような重要な問題にもかかわらず、過半数代表への提示が6月14日と直前であり、また私たちの強い求めに応じて開催された説明会も、全職員が出席できるようにという要求にもかかわらず全く何の配慮もなされず、また会場も職員の1割も収容できないというほどの狭い会場で、さらに質問者が多数いたにもかかわらず1時間半で打ち切るという、あらゆる点で「十分な説明と、同意のための努力」がなされているとは考えられません。

さらに問題は、不利益変更を行う必要性について、政府の要請であるとしながらも、客観的な根拠を全く示せず、また今回の賃下げと「震災復興」との関係も曖昧なままであり、現在に至っても賃下げで生じた余剰金がどのように使われるのか、全く明らかになっていません。

たとえ、運営交付金の削減という形でのやむを得ない状況が生じたとしても、雇用者には可能な代償措置を検討する義務があります。しかしながら、大学は職員組合の度重なる要求にもかかわらず、団体交渉を行わず、代償措置議論の場を持つことさえ拒否するという、頑なな態度をとっています。

私たちは、今回の賃下げが社会的にみても、また労働法の趣旨から考えても、不当なものであると考え、決して同意することはできません。また、そのような状況で行われた不利益変更は無効であり、私たちは賃下げ分を「未払い賃金」とみなし、その請求権を保持していることを宣言します。